

日本内視鏡外科学会技術認定制度資格の更新（消化器・一般外科領域） 更新・申請の手引き（2024 年度）

技術認定資格の更新は下記各号について技術審査委員会で審査判定し、制度委員会を経て、理事会に報告される。

- 1) 更新の申請書類
- 2) 最近 5 年間継続して臨床に従事していることの証明書類（規則第 27 条）
- 3) 手術実績一覧表および証明書類

【I】技術認定更新の要件

- 1) 技術認定取得後 5 年を経過したもので、現在内視鏡外科手術に従事しており、これを証明する 2 名からの署名のある書式を提出するもの。
- 2) 本学会会員であり、申請時に 2024 年度分の会費を完納していること。
- 3) 日本外科学会専門医あるいは指導医であること（当分の間は、旧制度での日本外科学会認定医取得後 2 年以上の外科医、旧制度での日本消化器外科学会認定医取得者、新制度での消化器外科専門医を含む）。
- 4) 研究、留学、産休、病氣療養等しかるべき理由で臨床を中断したものは、特例措置を受けることができる。特例措置願いは当該年度に本人が申請し、技術認定制度委員会で審査する。（特例措置の詳細は施行細則第 8 条を参照のこと）

更新審査

更新審査は、書類審査で行う。診療実績が下記の要件に満たない場合はビデオ審査を行う。

<更新に必要な条件>

A) 規則第 27 条 (1) 2) にある、本領域における更新に必要な手術参画の条件は、以下の 1. および 2. に読み替えるものとする。

1. 内視鏡手術の経験数（執刀ないし指導的助手）

初回認定もしくは前回更新後、今回の申請日までに以下のいずれかを満たすこと。

ア 食道手術、胃切除術、結腸直腸切除術、甲状腺手術、乳腺切除術、尾側膵切除術、肝部分切除術、副腎摘出術などの臓器摘出術や、総胆管切石など臓器再建などの複雑な手技を要する術式のような、より難度の高い高難度手術を 20 例執刀ないし指導的助手として参加した経験があること。

イ アで定める高難度手術 5 例に加え、胆嚢摘出術、虫垂手術、ヘルニア手術、脾臓摘出術等低難度手術を 45 例以上執刀ないし指導的助手として参加した経験があること。

2. 直近認定期間における認定開始日の前年の 4 月 1 日から更新申請日までの間に本学会総会に 2 回以上参加していること。

B) 規則第 27 条 (2) に基づき、ビデオ審査による認定資格更新を受けることができる。提出ビデオは、前回認定時と異なる領域での提出を可とするが、各領域で審査対象となる術式に限定する。（ビデオ審査を希望する場合は「[諸注意](#) 1) ビデオ審査」を参照のこと）

【II】更新申請手続き

- 1) 申請受付期間 2024年8月21日から9月30日 23:59とする
期限までに申請ボタンを押下し、オンラインにて登録すること。申請完了メールをもって、更新申請を受理する。
- 2) 更新手数料 15,000円（ビデオ審査の場合は30,000円）
更新申請書類一覧画面の審査料支払いボタンより、クレジットカードにて納入とすること。
- 3) 必要書類および更新手数料の領収書などは、オンライン画面にてアップロードし、申請ボタンを押すこと。郵送は不要とする。

【III】提出書類、添付書類

- 1) 提出書類
 - (1)技術認定更新申請書（書式1）
 - (2)臨床従事確認書（書式2） オンライン画面にてアップロードすること。原紙の郵送は不要。
※2名の署名が必須です。申請者より上の立場の方が望ましいですが、該当者がいない場合には、申請者に近い立場の役職をもつ第三者の署名も可とします。
 - (3)臨床実績・学会参加実績（書式3）
 1. 臨床実績
臨床従事期間は、初回認定もしくは前回更新後から申請日現在までを登録のこと。
 2. 参加実績
初回認定証もしくは前回更新時認定証発行期日の前年の4月1日から更新申請日までの間の総会参加実績2回分を古い順に登録すること。参加証のカラーコピーをオンライン画面にアップロードすること。
参加証には、氏名が記載されていること。
 - (4)手術実績一覧（書式4）
初回認定もしくは前回更新後、今回の申請日までの症例を登録のこと。
 1. 低難度手術で申請するもの
術者（執刀または指導者）として経験した高難度手術5例を含む症例を50例登録のこと。
 2. 高難度手術で申請するもの
術者（執刀または指導者）として経験した症例を20例登録のこと。
- 2) 添付書類
 - (1)日本外科学会専門医あるいは指導医認定証（写）（有効期限内であること。）
 - (2)更新手数料領収書
 - (3)学会参加証のカラーコピー2枚
 - (4)ビデオ審査の場合はビデオ審査添付書（書式5）（オンラインにて登録のこと）

<諸注意>

1) ビデオ審査

ビデオ提出本数：1 症例（審査対象術式は初回申請の応募の手引き 「3. 申請ビデオデータ」 および 「4. 臓器別規定」 を確認すること）

なお、ビデオ審査での更新を希望する場合は事務局まで連絡をすること。

E-mail:info-jses@convention.co.jp

事務局にて、必要書類、ビデオのアップロード方法などをご案内します。

※ 更新申請は、9月30日23時59分までに完了すること。ビデオのアップロードのみ、10月15日までとする。

2) 更新後の資格

技術認定資格更新者の技術認定証への臓器の記載は行わない。

3) 更新手数料振込方法

更新手数料 15,000 円（ビデオ審査の場合は 30,000 円）を、更新申請書類一覧画面の審査料支払いボタンより、クレジットカードにて納入後、オンライン支払いサイトのサービスカウンターより領収書をダウンロードし、更新申請書類一覧画面にて領収書の画像を登録すること。

4) 締 切 日： 2024年9月30日23:59までにオンライン申請画面にて登録を完了すること。申請完了メールをもって、更新申請を受理する。

5) 申請書式： 書式2 臨床従事確認書は、学会ホームページへ掲載している最新の書式を使用すること。

6) 問い合わせ：[よくある問い合わせ](#)も参照の上、事務的な問い合わせは事務局まで連絡のこと。お問合せは、メールにて、具体的にお願いします。

E-mail:info-jses@convention.co.jp

但し、審査については、別途認定基準を参照のこととし、個別の問い合わせは一切受け付けない。